

収入申告書作成要領

1. 収入申告書作成要領

- ①収入及び必要経費は前年中（1月1日から12月31日まで）のものです。
特に年金収入については、前年中の実際の受給額を記入して下さい。
- ②上記収入申告書及び必要経費証明書の金額訂正にあたっては、必ず訂正印を押印して下さい。
- ③提出年月日、氏名、居室番号等の必要事項を記入して下さい。種類の欄には年金の種類やその他の収入若しくは、必要経費となる種類の名称などを記入して下さい。
- ④金額の欄には、それぞれの収入若しくは、必要経費の金額をそれぞれ記入し、収入の計から必要経費の計を差引いた額を差引額の欄に記入して下さい。

2. 添付書類

収入申告書には、収入及び必要経費に関する次の必要書類を添付して下さい。

【収入について】

収入の種類		
年金、恩給等の収入 ・ 公的年金 ・ 恩給 ・ 企業退職年金 ・ 個人年金 ・ 労働者災害補償保険 ・ その他 ※非課税の遺族年金を受給している場合も収入とする。	・ 勤労所得 ・ 財産収入 （「取扱い細則」には「入所前の」と規定があるが、入所後も引き続き勤労している場合は入所後も収入と認定する。） ・ 利子、配当収入	その他の収入 ・ 譲渡所得 ・ 山林所得 ・ 一時所得 ・ 相続・遺贈・贈与による所得 ・ その他

- ①前年中の年金源泉徴収票
 - ②前年中の所得が記入してある通帳のコピー
 - ③確定申告書の控（前年度の所得税の確定申告をしている場合）
- ※前年中の所得を把握できる書類(上記資料①～③)の添付をお願いします。

【必要経費について】

必要経費の種類	必要経費の具体的内容
租税	所得税、住民税、相続税、贈与税 ※非該当…固定資産税、自動車税
社会保険料	国民保険の保険料、介護保険料 ※非該当…生命保険料、損害保険料
介護サービス利用料 医療費、その他	領収書原本の提示が必要

- ①所得税、住民税等の租税の領収書（固定資産税を除く）
 - ②入院費、受診料、医薬品の購入などの領収書
 - ③国民健康保険料等の社会保険の領収書
- ※原則として、領収書がないものは必要経費として認められません。